

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア残土問題について】

○鈴木議員

今回の町長選挙前の新聞の見出しを覚えておられますか。「リニア残土や新庁舎問題残し、現職引退へ」、あるいは「残る課題、リニア残土、新庁舎」と御嵩町が主に直面する課題は、リニア残土問題、新庁舎問題の2つとの報道でした。私も、この2つの問題を何とかしなければいけない、との思いで立候補し、この場に立っておりますので、主にこの2つの課題について私の提案も含め質問をいたします。

一つ目が、リニア残土問題です。リニアそのものに問題がないわけではありません。例えば、リニアは磁力で車両を浮かせて走行させることから、新幹線の3から4倍と言われる膨大な電気を必要とします。また、ルートが86%以上がトンネルであり、万一地震等で停車した場合、脱出できるのか、閉じ込められないのか、などの問題が指摘されています。一方、最高速度505kmで名古屋-東京間を40分程度で結ぶ夢のような話でもあります。岐阜県内では中津川、恵那、瑞浪、御嵩町、可児、多治見と通過するルートで、長さは約55km、やはり約88%がトンネルです。御嵩町においては、国道21号線鬼岩公園から土岐へ抜ける坂道の途中辺りから、久々利方面に御嵩町の南東部を東西に約4km、押山川を渡る橋梁部分を除いてトンネルで通過します。

御嵩町のリニア問題は、リニア建設そのものに反対ということではありません。トンネル残土を上之郷地区の山の中に最大約80m盛土して、残土の恒久処分場をしたいとJR東海が御嵩町に申し入れ、前町長が「受け入れを前提に協議する」と回答したところにあります。この残土の中には、環境基準を超える鉛、ヒ素、フッ素などの重金属、あるいは東海環状道路の久々利トンネル工事で20年くらい前に大問題を起こした、黄鉄鉱を含むPH3.5以下の酸性土などが含まれます。これらの土を要対策土と呼んでいますが、この要対策土を遮水シートに包んで盛土の中に埋殺しにしようとする計画で、その盛土の全量は約90万m³、東京ドーム1個分に近い量です。美佐野の山中で直接見えないこともあり、大した問題と捉えていない感もありますが、もし地震等の災害でこの要対策土を包むシートが破れれば、重金属・酸性土は可児川に流れ出し、下流を汚染します。また、盛土そのものが崩れれば、土石流となって下流の民家に到達するなど、実はすぐく身近な大きな問題なのです。さらに、残土処分場にしようとしている場所は、環境省が「生物多様性の観点から保全すべき重要湿地」に選定した場所です。国際会議などで、2030年までに生物多様性の損失を止めるため、陸と海の30%以上を保全することが約束されました。法的規制は無いとはいえ、この残土処分場計画は国際的な生物多様性の取り組みに逆行するものです。また、日本生態学会、日本野鳥の会などからは、動植物の保護保全の観点から処分場計画見直しの要望書が公表されるなど、美佐野ハナノキ湿地群は御嵩町が授かった貴重な自然財産であり、残土処分場にしてはいけない場所だと思えます。

説明が少し長くなりましたが、リニア残土置き場についての質問です。JR東海は、残土を持ち出す先がないわけではない、環境負荷を考えてここに置きたい、と説明しています。そして、地元の理解が得られなければ持ち出します、とも発言してきました。前町長も持ち出す先があれば持ち出してほしい、私だってウェルカムではない、御嵩町にとってメリットはないと発言されています。ここに残土を置かないとリニアのトンネルが掘れないわけではありません。当該地は環境省が定める重要湿地であり、6回のフォーラムで盛土等の安全性は確認できなかったことから、地元上之郷16自治会の総意として、本処分計画に反対を表明されました。

我々、町民が知り得たこれらの事実を踏まえれば、当地に残土を置きたいとのJR東海の申し入れについては、御嵩町としては地元の理解が得られていないことから受け入れられない、持ち出す先があるのでから持ち出してください、と回答すれば済む話だと思うのですが、町長いかがでしょうか。

先ほど前町長の発言の一部を紹介しましたが、本件に関し前町長からどのような引き継

ぎをされましたでしょうか。特に受け入れ前提の協議理由について、どのような説明を受けられましたか。

町長は選挙中、重点課題である、庁舎・リニア残土の速やかな検証・提案を行う。特にリニア残土はゼロベースで地元と対話すると言っておられました。また、地元へ寄り添うとのコメントや、ある集会において要対策土は持ち出す、との発言もあったように聞いております。リニア残土問題について、町長の考え、今後の進め方等についてお聞かせください。

○町長

初めに、リニア中央新幹線の意義から私の認識をお答えさせていただきます。リニア建設は、東京から名古屋、大阪の3大都市を結ぶ巨大な経済都市圏が誕生する国家的プロジェクトです。東京から名古屋間を最速40分で結ぶ高速化のほか、東海道新幹線の過密ダイヤの解消や将来の経年劣化対策になること、また、災害時に備え我が国の大動脈輸送の二重化が図られること、超電導による浮上走行といった革新的先端技術の維持など、その効果は国全体に及ぶと考えられます。岐阜県としましても、着工が始まった岐阜県駅の存在や中部総合車両基地が設置され、産業振興や雇用効果などが見込まれる一大事業です。本町はリニア岐阜県期成同盟会の一員として国や県、沿線市町と過去一貫して、皆さまざまのご期待に副うべく早期の事業推進を働きかけ続けてまいりましたが、地元町民の皆さま方もリニア建設事業の早期推進を求める点におきましては、本町の立場をご理解いただき、共に一致しているものと認識しております。

御嵩町を通過するリニアは、そのほとんどがトンネル内であって美佐野の坑口からは約90万m³の発生土が生じる計画となっております。従って、この発生土の存在を前提としてリニア建設事業の早期推進と一緒に考える必要があるわけですが、JR東海は、昨年度のフォーラムを通じて「要対策土であろうと基準値内の土であろうと坑口の近くで処分をさせてほしいというのが基本的な考えであり、どこであってもそれは統一している。」「要対策土も安全に管理できるという考えの下、御嵩町にはこの一帯で要対策土も基準値内の土も全て置かせてもらいたい。」といった考えを示しており、今もこの考えに変わりがないことを確認しました。JR東海が、計画地の一部の民有地を取得し事業用地化を進めていることや、計画に伴う重要湿地の保全のあり方を検討すべきであることなど、周囲の状況にも変化が生じてきています。また、発生土をいずれかに持ち出す場合には、坑口付近に滞留しないよう一時置き場の新たな整備や、搬出による生活環境への影響及び理解など、未確認又は検討されていない論点もいくつか考えられます。このような状況を踏まえ、議員ご指摘のとおりJR東海に回答すれば済む話ではなく、しっかり地元と対話し、協議に臨む理解や合意を得てJR東海と交渉する必要があると考えております。

次に、前町長から私への本件に関する引継ぎの有無についてご質問いただきましたが、取り立てた申し送りなどは特に聞いておりません。従って、受入れ前提で協議に入るとされた真意や理由は、前町長が、自身でお考えになられ、思慮されたその「判断」をフォーラムその他で説明されたことが全てではないかと思えます。

最後に、今後の進め方についてお答えします。本件につきましては、選挙中から地元の皆さん方を中心に「受入れ前提に協議に入ることを唐突に聞かされた」、「私たちの意見が聞かれない」、「結論ありきの協議で納得できない」といった声を繰り返しお聞きしました。このお声は今でも続いております。フォーラム終了後も、このような反対や懸念が表明される中、地元の理解や合意なくしてはJR東海と協議できる状況になれない、そういった思いから、ゼロベースで地元と対話し、地元の理解・合意を得てJR東海と交渉することを公約に掲げさせていただきました。お約束しましたとおり、「要対策土について受入れ前提で協議を進めて」きたこれまでの方針は、前提を伴わず「ゼロベースで町民との対話により協議を進める」方針へと見直しいたします。

町長就任後、この方針に沿ってこれまでに計画地を直接歩いて現地を確認いたしました。また、地元である「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」とJR東海、双方と面談し、

各々からご意見及び説明を聞かせていただきました。現在、車座懇談会を各地・各団体とも行っているところがございますが、この場などでも幅広くご意見をお聴かせいただけたらと思う次第でございます。JR東海と町との協議内容は皆さまにご理解いただけるものにする必要があるため、反対や懸念、対策に係る評価等を多方面から集約して、解決に向けて協議できる合意点を整理する必要があると考えております。そこで、有識者と、考える会や地元住民、公募による町民、その他関係者などで構成する「御嵩町リニア発生土置き場計画審議会」を早急に立ち上げ、計画の安全性や自然環境、生活環境の保全など、合意に向けて徹底的にご審議していただく場を設けて、答申をいただくことにしたいと考えております。審議会委員の人选等についてはこれから検討してまいります。選定の方法や理由など、しかるべく時期に透明性を持ってお示ししたいと思います。なお、審議会には答申をいただきそれを踏まえて判断させていただき、町とJR東海との協議は当然それ以降になると考えております。本審議会の立ち上げに必要な条例案と補正予算案は、今定例会に諮らせていただきましたので、議員の皆さま方にはご審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木議員

リニアについて3点、質問させていただきます。

これまでずっと色々、リニアについても検討してきました。JRと議員の説明会、令和元年から4回行われています。また、フォーラムも約1年かけてたくさん行われてきて、いろんな意見交換、確認事項をしてきました。これまでそういう事象・事実がたくさんあるわけなんですけど、当然、それを踏まえた上で新たな審議会ということで、ゼロベースと言われても、積み重ねてきたものがずいぶんありますから、単純にゼロにするわけにはいかないと思います。その辺をどうお考えになっているかというのを一つお聞かせください。

それから、一番初めに申し上げましたけど、リニアそのものに反対しているわけではない。あくまでも、あそこに残土を置かないでください、というもので、反対しています、という申し入れをしました。出てきたところに置きたいという意向は分かりますけど、多治見市などの事例はご存知だろうと思うんですけど、全くそういったことはしていなくて、要対策土については、無害化の工場に持って行っています。健全土については、いわゆる砂利を取った後の処分場に持って行っています。決して、新たな盛土を作って埋めようということではないわけで、一律にやっているわけではない。特に御嵩町においては、国道21号線がすぐありますので、持ち出そうと思えば、持ち出せます。持ち出す台数も1日500台です。あそこは1万台通りますので、交通量の増加は、わずか5%なんです。それほど環境に影響するものではありません。そういうことを考えた上で、持ち出す方が、という結論になるんじゃないかというご提案をしました。その辺もよく、ぜひご理解いただきたいなと思います。

それから、最後3点目、重要湿地ですが、大事だということも町長おっしゃっていますが、今まで御嵩町自身が重要湿地について、どう考えているか、という声を聞いたことがないです。JRがこう提案しているとか、そういう話は聞いてますが、御嵩町は、環境モデル都市、環境基本条例、良い条例とか組織を持っているわけなんですけど、どうもそれと逆行しているような気がして仕方がないので、重要湿地について御嵩町はどう考えるか、以上3点お答えをお願いします。

○町長

3点ご質問をいただきました。1点ずつお答えしたいと思います。

まず、様々な打ち合わせを踏まえて、課題となる点、あるいは論点、そういったものがたくさん生じているかと思えますけれども、それは認識をしておりますが、そういったことを踏まえて、それを度外視したゼロベースというのは、ということがございました。当然、今までいただきましたご意見、それから課題等々を論点といたしまして、それについてしっかり議論していくということになりますので、今までフォーラム等で住民の方々から頂いたご意見も含めてその中に入っております。当然、それを前提に審議会の中でご議論いただ

くということになりますので、当然それを継承している形、課題は継承していく形というふうに認識しております。

二つ目でございます。持ち出しの部分も含めて様々な環境負荷の問題もございますが、それらも含めて持ち出した方が良いという考えもあります。いかがか、ということかと思っておりますけれども、その点につきましても、当然、審議会の中でご議論いただく内容になってくるかと思っております。先ほど答弁した中にも、要対策土を外に持ち出した場合に走るトラック量であるとか、そういったものが環境負荷としてどれぐらい影響あるのかということも新たな項目としてしっかりと議論していかなければならない、ということもお伝えいたしました。そういったことも含めて、それを踏まえた上での最終的な答申を受けた、というふうになると思っておりますので、その中でしっかりと議論をしていきたいというふうに思っております。

それから最後、重要湿地の件でございますが、町といたしましても、生物多様性の重要性については認識しておりますし、理解をしております。町内にも、美佐野地区以外にも重要湿地というのは当然ございます。そういったところの保全とかという部分につきましても、部局はリニアに限ったわけではございません。環境という分野になるかと思っておりますけれども、しっかり方針を持って進めていくべくものだというふうに認識をしておりますので、今後、策定されます環境基本計画への盛り込み等も含めまして、その点も議論の対象になってくるというふうに認識しております。以上でございます。

○鈴木議員

ありがとうございます。これから審議会を通して、先ほどお願いした部分、検討すべき項目についても含めて検討するというご回答でしたので、お願いをしたいと思います。リニアについては、町長は御嵩町の町長ではありますが、上之郷は地元でございますので、ぜひ地元の声、総意は重く受け止めて進めていただければと思います。

鈴木秀和議員からの施政方針への質問

【リニア発生土置き場について】

○鈴木議員

リニア発生土置き場、新庁舎等整備計画の検証のため、審議会・第三者委員会を設置し今年度中を目途に検証をする。リニア審議会については、要対策土の受入れを前提の協議は白紙とし、公募の町民、上之郷地区の住民を主に構成し、ゼロベースで検討する。審議会を立ち上げるとのことですが、改めてなぜこのように新たに審議会を設置し、検証するのか、考えを伺います。

また、このような審議会を設置するにつき、委員の選任が重要なポイントと考えます。いわゆるアルバイト作りの組織とならないように、透明性を担保した選任、透明性のある運営方法について町長の考えを伺います。

○町長

まず、リニア発生土置き場計画審議会を設置し検証する理由についてお答えします。リニア建設発生土に対しては、「ゼロベースでの地元との対話を通じた理解や合意を得て、JR東海と協議していく」方針です。これまでのフォーラムや説明会、意見交換の状況を鑑みますと、町民の皆様と本町は、リニア建設事業の早期推進を求める点で一致していますが、町やJR東海に対する不信も相まって、リニア発生土置き場計画や対策に対する疑問や不安、懸念などその評価や理解には温度差があるように感じております。リニア建設に伴う発生土の課題を早期に解決したいという地元のお声に応えるためにも、先ほど鈴木議員のご質問にお答えしましたとおり、今後のJR東海と町との協議内容が皆様にご理解いただき進められるよう、解決に向けて協議できる合意点を様々な視点から話し合い、それぞれの立場

で意見を出し合って本町に答申いただく場が必要だと考えた次第でございます。

続いて、リニア発生土置き場計画審議会の委員の選任、運営方法等についてお答えします。委員の選定方法や審議会の運営方法につきましては、これから検討していく段階です。議員ご指摘の点は当然のこととして、委員の選任につきましては、公募による委員、あるいは地元である上之郷地区の方から選任するなど、身近な目線でご審議いただけるように配慮してまいります。その他、審議会の運営方法などと共に、しかるべく時期に透明性を持ってお示ししたいと考えております。

○鈴木議員

審議会の大枠については理解できますが、例えば、公募して大勢の応募があったらどうするのか、地元の方はどうやって選任するのか、そういう具体論については、まだ聞かされておられません。この辺は、いろんな意見が出てきます。本当に透明性を持った選任・公募を考えていただきたいと思います。

岡本隆子議員からの一般質問

【重要湿地の検証について】

○岡本議員

鈴木秀和議員が広くリニア残土問題について町長のお考え、今後の進め方など質問されていますので、私は重要湿地に関しての質問をさせていただきます。重なる部分もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

町長は立候補スローガンの基本理念で「町政の総点検に取り組みます。」と掲げられています。その中でも重要課題である庁舎、リニアについては、「速やかな検証・提案」を掲げられています。私は重要湿地の検証についてお伺いをいたします。

リニア残土処分場予定地は、平成28年4月に環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」重要湿地ですね。に選定されました。環境省は、平成28年4月にそれを公表しましたが、「美佐野ハナノキ湿地群」という表示はなく、東濃地域湧水湿地群の「など」に含まれるということでした。

これまでの経過を時系列で簡単に説明をいたします。町は平成25年、県にリニア建設発生土処分場候補地情報を提供しています。つまり、リニア残土処分場の予定地に手を挙げたということでもあります。平成26年4月に環境影響評価準備書に対する意見として、知事宛に「希少植物が生息する場合は必要な手立てを実施されたい。」と回答をされています。平成26年5月、環境省が「日本の重要湿地500」の見直しを開始し、同省から県を通じて市町村に照会がありますが、御嵩町は前沢湿地について回答をしています。7月にも環境省から情報提供の再依頼がありますが、県は追加すべき湿地情報はなしと答えています。平成27年2月の御嵩町のアドバイザー会議で、アドバイザーからリニア残土処分場が日本の湿地500選の候補地になっているそうだが」と質問が出ていますが、「前沢以外の湿地を指定することは考えていないが、県内の他の湿地を含めて東濃湿地丘陵地としての指定は検討している」と町の担当者が答えています。平成27年3月、私は初めてリニア問題で質問しましたが、ちょうどこの時期なんです。平成27年第1回定例会の一般質問で、「リニア残土処分場にしていいのか」という見出しで、6項目の質問をしています。町の環境アドバイザーの意見を聞くべきではないか、希少種の保護はどうするのかを質問しました。答弁は、「まだ決まっていない、環境影響評価の結果を聞いて断る場合もある、希少種の保護は県に意見書を出している」とのことでした。平成27年8月「日本の重要湿地500」の見直しを行っていた環境省は、更新した重要湿地の公表に向けて最終確認の文書を、岐阜県を通じて町に送付しています。そのリストには美佐野湿地が明記されていました。県が最終確認を御嵩町に依頼したものの、町が未回答のため、担当者に再度メールを送信しています。このところを詳しく言いますと、平成27年8月5日に県が環境省文書を受付、8月18日に町に最終

確認を依頼し、回答期限を8月28日とするも、町からの回答はなし。そのため、再び9月7日に県は町にメールをしています。町は同日、県の依頼文書を受け付けます。受付し、町は9月14日に県に次のように回答をしました。「候補地となった美佐野ハナノキ湿地群については、町としては環境省、岐阜県に対して、これまで推薦した経緯はなく、意見を述べる立場にはない。美佐野ハナノキ湿地群にかかる美佐野地域には現在、国策として推進されているJR東海のリニア中央新幹線に該当する地域があり、環境アセスメント調査が実施された。その結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのか、環境省にお尋ねしたい。美佐野地域の候補地は、地域住民から町有地やその周辺を活用し、地域活性化を期待する意見とともに、町議会でも町有地を活用し、地域活性化を期待する意見と期待しない意見とがある。各々の意見を検討しないと今回の選定に対する意見を述べることができない。」というような重要湿地に対して否定的な見解が述べられています。そしてその効果があったのか、平成28年4月に環境省が公表した重要湿地リストには、美佐野湿地の表記はなく、「など」に含まれる形になったのです。

以上が重要湿地をめぐる経緯ですが、町は県を通じて環境省から来た重要湿地の最終確認依頼を20日間も放置していました。なぜ速やかに受付しなかったのか、そして、この間にどんな協議がなされたのでしょうか。情報開示請求した文書には当該の記述はありません。また、平成27年2月のアドバイザー会議において、アドバイザーから「重要湿地に候補地になっているそうであるが」との発言に対して、担当者は中部環境事務所に確認していますが、どんなやり取りがあったのでしょうか。そして、重要湿地の候補地になっているとの情報があれば、結果どうであったのか確認すべきではなかったのか、疑問が湧いてきます。平成28年の重要湿地が公表され、町もそれを把握していたのであれば、処分場予定地の場所を変えることや、受け入れないという選択肢もあったはずですが。平成28年第2回定例会、まさしく環境省の重要湿地選定の公表直後ですが、一般質問で希少野生生物の保護について私は質問をしています。それに対して、まだ決まったわけではない、JRに対しては言うべきことは言っていくという答弁をされています。すでに重要湿地選定のことは承知していたはずですが、一言も触れられていません。これは虚偽の答弁ではありませんか。

また、令和4年第3回公開フォーラムの場で重要湿地を処分場にすることの妥当性を問う質問がなされ、その後、メディアで大きく報道されるまで6年間も町は環境省が重要湿地に選定したことを公表してこなかったことが明らかになりました。11月に開催された第4回フォーラムで初めて住民に重要湿地に選定されていることを説明したのです。一連の報道を受けて、西村明宏環境大臣は、令和4年11月の記者会見で、記者の質問に次のように答えています。「重要湿地に選定されることによって法的に規制が生じるものではないが、当該地域における事業を検討する際には、関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが大変重要であると思う。」

以上の経緯から、重要湿地と知りつつも、それを公表しなかったこと、その経緯がとても不透明です。生物多様性や重要湿地について、いくらでも有識者に相談する、そして勉強する機会はあったと思います。その上で、処分場予定地の変更や受け入れを断る機会があったはずであるのに、なぜそれができなかったのか。重要湿地について職員の認識はどのようであったのでしょうか。物事は過去を調べて検証して、それが今後につながるわけです。リニア残土処分場について検証を行う上で、重要湿地の件はとても重要なキーワードです。重要湿地選定の検証において、幸いなことに、当時関わりのある職員が現在もいらっしやいます。今後につなげていくためにも、重要湿地については一つずつしっかり検証を行い、それを町民に報告していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○田中企画調整担当参事

ご質問いただきました重要湿地の選定に係る経緯について、現有する公文書記録の確認結果と、当時の担当者、これは在籍する町職員全員に行ったものですが、聞き取り

しました検証の結果をお答えいたします。平成27年2月のアドバイザー会議とは、2月17日に役場内で開催された「御嵩町生物環境アドバイザー会議」のことになりますが、本町職員が会議の前に確認したという環境省中部環境事務所とのやり取りの内容については、確認した職員本人が今は在籍しておらず、その他当時を記憶する職員がいなかったため、会議録の記録以上のことは確認できませんでした。

次に、平成27年8月、御嵩町が県を通じて環境省からきた最終確認文書の受け付けが大きく遅れた理由についてです。8月18日付けの文書を9月7日付けで收受しておりますが、当時の担当職員で收受の取扱いについて協議した記憶がある職員は見つかりませんでした。推測にはなりますが公文書の記録を辿りますと、この確認文書の存在を町は何らかの理由で認識しておらず、県への回答期限から遅れていたところ、9月7日に県から確認の電話を受電した記録がありますので、ここで文書の存在を認識し、同日收受したのではないかと思われます。

最後に、平成28年4月22日に環境省が公表した重要湿地リストには「美佐野ハナノキ湿地群」の記載がなく、東濃地域湧水湿地群の選定理由に挙げた各湿地群「など」に含まれることは、令和4年8月2日に担当職員から環境省に確認して、『知名度も高くないため単体で公表をせず、「など」の中に含む形で整理した』との回答があり、理由と共に聞き取りしたことを確認しました。

私からの答弁は以上です。

○町長

重要湿地の選定に係る経緯の確認及び検証結果につきましては、先ほど企画調整担当参事が答弁したとおりの報告を受けております。

改めて経緯をみてみますと、平成28年4月22日に、環境省が公表しましたホームページにより、町は、新たに「東濃・中濃地域湿地群」が重要湿地に選定されたこと、また、前年9月7日に「美佐野ハナノキ湿地群」の追加選定の公表に係る最終確認文書を收受している経緯から、「美佐野ハナノキ湿地群」の記載が無くなったものの、同湿地が「など」とされた重要湿地に含まれる可能性があることは、環境省等に当時確認すれば知り得た立場であったと思います。美佐野ハナノキ湿地群の重要湿地の選定及び公表を妨げようと、町が意図的に行動したことは見当たらなかったものの、リニア発生土置き場の計画と重要湿地である美佐野ハナノキ湿地群の範囲が不明確だったとはいえ、当時確認しようと思えばできたことから、結果的に確認するプロセスに不足があったのではないかと考えております。

現在、環境省や有識者への確認を経てリニア発生土置き場の計画地が重要湿地に当たるとの認識しております。今回の検証結果も踏まえ、今後計画と保全策について調査が必要になった場合は有識者に正しく確認し、町民の皆さんには詳しく伝えるよう、職員に指示しております。

○岡本議員

田中参事から説明いただいた経緯なんですけれども、環境省から県、県から御嵩町に送付した通知を20日間放置していた理由が、何らかの理由で文書を認識していなかった、ということ。しかも、その理由がわからない、ということなんですけれども。今となってはわからないということで済んでいくんですか。ちょっと納得がいかないです。

それから、先ほどの鈴木議員の答弁の中にもありましたが、町としてこの重要湿地が町長は非常に重要であると認識され、今後の保全については有識者にも相談して守っていこうということ。町長のその重要湿地に対する思いというのは、有識者に相談して保全していくという方向は間違いないと捉えてよろしいでしょうか。

○田中参事

1点目についてお答えいたします。20日間遅れた理由について、私の確認した結果では納

得できなくて、これで済んでいくのか、というご質問でありました。

私としましても、町長の指示を受けまして、関係した職員全員の方に直接お顔を見ながら、当時どうだったのかということ、当時の記録をお示しながら、確認をしたところでございます。確認したところ、受け取りのところで20日間もかかるための何かがあったということについて記憶があるとの答えは一切ありませんでしたので、先ほど私が答弁させていただいたとおり、何らかの理由で文書の存在自体にそもそも気づいていなかったんじゃないかというふうに推測したところでございます。以上です。

○町長

2点目のご質問、重要湿地についてでございますけれども、先ほどの保全策の関係につきましては、重要湿地は他に町内にもございますので、環境の点からしっかり保存すべきものということをお答えをさせていただきました。これは、審議会の中でもご議論される部分だと思いますので、それも踏まえて、しっかり保全すべきということでございますれば、しっかりと保全策等を講じながら方針を持って進めていきたいというふうに思っております。

○岡本議員

審議会の方で保全していかなければいけないということが協議されれば、保全していきますということでしょうか。

○町長

先ほど申しましたように、町内全体で保全すべきものについては方針を持って進めていくという、環境側のサイドから見て、大きく必要ならば方針を定めていきますということ。それから具体的にどのように保存していくかという部分については、しっかりその決め事にも沿った形で進めていきたいというふうに思っております。

○岡本議員

重要湿地に対して審議会でどういう話し合いがされるかは分かりませんが、ハナノキだけではなく、美佐野だけではなく、前沢もあるということなんですが、守っていこうということについては、守っていくんですね。もっと具体的にどういうふうに保全していくか、というようなことが具体的に審議会に出てくれば、有識者にも相談して、そこはやっていく。全体の方針としては守っていこうという方針であるというふうに捉えればいいでしょうか。

○町長

基本的に、重要湿地について守るべき部分ということの認識としては、そのように思っておりますけれども、今おっしゃっていただいたような、守るべく範囲であるとか、やり方、運用方法であるとか、そういったことの詳細部分について、審議会の中でよく議論していきたいというふうに思っております。

○岡本議員

私は前にも言いましたけれども、日本に重要湿地は633カ所あるんですが、ラムサール条約の登録湿地が53カ所あります。そして、その内の潜在候補地が172カ所あるわけで、合わせて225カ所あるんですけれども、この美佐野ハナノキ湿地群は、その候補地の一つになる可能性のある場所であります。まさに御嵩町の存在を知らしめる大きな資源、大切な価値のある資源であります。しかも、岐阜県内には、ラムサール登録湿地というものは一つもないわけです。この登録にはもちろん10年も20年もかけて町をあげて、町民あげての保全活動が必要ですけども、町長がいつも掲げておられます、「町民が誇りを

持てる町づくり」に繋がるものだと思います。この件につきまして、ラムサール登録の道筋をつけた町長、と言われますよう、湿地を守った町長と言われるますよう、ご英断をお願いして、この件については質問を終わります。

岡本隆子議員からの施政方針への質問

【リニア発生土置き場について】

○岡本議員

一点目は確認の質問です。リニア発生土置き場に関して白紙の状態にするというふうに書かれていますけれども、白紙の状態にするのはリニア中央新幹線トンネル工事に伴う残土の受け入れを前提としてきた、その前提を白紙にするということでしょうか。

二点目です。これまで全6回のフォーラムと重要湿地の保全に関する勉強会が開催されましたが、ここでは非常に多くの不安と懸念が出されました。それについて町長はどのようにお考えですか。また、それらをどう集約されますか。

三点目、フォーラムで積み残した課題があります。これは令和5年5月12日に上之郷地区トンネル残土を考える会への回答書で、以下の通り述べられています。「フォーラムは置き場計画が妥当性を持って安全になされるのか十分認識できたと町が判断できるまでは判断を保留し、JR東海から計画の説明を受け、さらなる対策の求めに対する再説明とその再確認を繰り返す協議サイクルによって結論を出すために行ってきたものです。現在の立ち位置としては、フォーラムの中で十分に安全だと判断するに足る段階には至っていません。また、重要湿地など、環境保全の側面からも引き続きJR東海に説明や報告を求めなければならない部分とともに、保証の確保である協定書の内容など町としても自らの判断のもと決定が必要な部分が積み残しているものと考えています。」と述べられています。積み残した部分についてはどのように対応されますか。

二番目と三番目の質問を踏まえて、審議会の前にこれまでの経緯を町民に説明すべきではないでしょうか。フォーラムの報告としては、開催報告が一枚配られただけであります。

五番目、審議会では、先ほども出ましたが、どのような内容の話し合いをされるのか、具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

それから最後ですけれども、審議会は月に2回というペースで開催され、今年度中に結論を出すという説明でしたけれども、残りあと6ヶ月です。どのような理由で半年という期間なのでしょう。半年で結論を出すような設計になっていますが、それはなぜでしょうか。町民が安心できる説明をお願いしたいです。

以上、6点町長にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○町長

施政方針でも述べましたが、「要対策土の受け入れを前提とした協議」については、白紙の状態に戻し、リニア発生土の置き場計画をゼロベースで地元と対話し、理解や合意を得た上でJR東海と協議していきたいと考えており、審議会では、置き場計画全体についてご審議いただくことを想定しております。

昨年度のフォーラムと重要湿地の保全に関する勉強会については、私も会場の一員として参加した回もあり、場の雰囲気や内容、主な意見については確認しております。様々な意見や不安、懸念が示されたことは承知しており、私としてもJR東海の説明が地元の皆様の不安や懸念に対する対策として、分かりやすく伝える内容になっていないのではないかと、事業者として十分な比較や検討が示されていないのではないかなど気になる部分もあります。また、一方で町やJR東海に対する不信などが冷静な議論の妨げになっているのではないかと感じております。この状態でJR東海との協議に臨んだとしても、皆様が納得できる交渉結果は得られないと考えまして、一旦審議会という場で様々な視点から議論を集約していくことが必要と考えた次第でございます。

フォーラムで積み残った課題につきましては、第6回フォーラムにおいて、参加された皆

様とその内容について確認し、J R 東海に説明や報告を求めたところです。現在、J R 東海がその準備をしていると聞いておりますが、説明や報告のあったものから随時、町のホームページにてお知らせすると共に、審議会の場にもお伝えしてその内容を前提としてご審議いただきたいと思いますと考えております。

審議会の開催にあたっては、委員の選定から着手いたします。本審議会の立ち上げに必要な条例案と補正予算の成立後、公募の委員を募集させていただきますが、その際には、応募の仕方だけでなく、フォーラム結果を受けて実施する本審議会の目的や現状も含めてご説明が多くの方に届くような工夫をしていきたいと考えております。なお、地元である上之郷地区の皆様からは、別途、本審議会委員にご就任いただきたいと思いますと考えておりますので、ご説明と共に委員の選定方法について協議させていただくことも検討しております。

現状やフォーラムなどを通じた J R 東海からの説明を報告させていただいたうえで、審議会では、計画の安全性や自然環境、生活環境への影響や保全など、委員の皆様それぞれの考えや対策に係る評価等を論点ごとにご審議いただくことを想定していますが、内容や審議の方法等につきましては、審議会委員の皆様の総意で進めることになると考えております。

審議会を立ち上げるにあたり、今年度末の答申を目安にさせていただきました。審議の期間につきましては、フォーラム等で置き場計画自体の説明はされていること、また、不安や懸念等の論点も概ねお聞きしていることから、それらの事項を有効に使うことで、深掘りした審議が進むことを期待しております。審議に必要な時間は当然確保しながら、委員の皆様にも諮って進めてまいりたいと思っております。

○岡本議員

それでは再質問をさせていただきます。不安や懸念等は承知しているということですね。不安や懸念、そして積み残した部分を審議会でも安全性や自然環境の保全なども審議会でも話し合っていくということなのですが、この審議会は当然、今までのフォーラムは受け入れ前提として開催してきたわけですが、その受け入れ前提を外して話し合うようにする。そこは間違いのないですね。

○町長

はい。今の受け入れ前提といった発言に基づいたフォーラムから、その前提を外し、白紙、何もないところから審議いただくということにしております。

○岡本議員

確認できました。次の質問です。審議会でなければいけない理由というのは何でしょうか。フォーラムは、いろいろありますが、中途半端に終わったままだというふうには私は考えていますけれども、白紙の状態でもフォーラムを再開して合意形成を図るとか、住民が自由に参加できるような大討論会とか、そういったことも可能ではないかなと思いました。例えば、2000 年頃の話ですけれども、熊本県の川辺川ダムの際に、前知事の潮谷義子知事が、実施された住民討論会。非常に大勢の方が参加されて、9 回ぐらい行われたという、非常に当時、話題になりました。こういった大討論会的なものの方が、町長がいつも言っておられる住民との対話、今、車座懇談会もやってみえますけれども、そういった審議会ですと、ちょっと不透明な部分ですとか、公開していくと言われるので、密室でということではないと思うんですが、限られたメンバーしか意見が言えないなどのことがあるので。町長が本当に白紙でみんなの意見を聞いてやっていこうという思いは、とても私も理解できますが、やり方としてはそういったこともあるのではないかと思います。

町長が言われる審議会でなければいけない理由というのを、今一度お聞かせいただきたいと思います。

○町長

ご質問いただきました、昨年度行われたフォーラムにおいては、まさにそのような住民からのご意見、あるいは事業者でありますJR東海の意見を聞いて、さらに踏まえて意見を言い、議論するという場だったかというふうに思っております。ただ、その結果としては、意見が集約されずにとか、あるいは疑問が残ったままという部分が残っております。これを続けていくということは、意見の掘り出しというか、こういった意見もあるんじゃないか、ということにはつながってくると思うんですけども、集約しながら、論点整理してまとめて、じゃあ次にどうしていこうというところの議論までなかなか進んでいかないという認識でおります。その部分を今回、審議会という形で整理し、JR東海と交渉するための論点整理、そういったことをしっかりしていくということで、昨年度と形を変えて進めていきたいというふうに思っているものでございます。

○岡本議員

町長の思いは理解をしました。町長は当該地域の皆さんの声をしっかり受け止め、不安解消に取り組むということをおっしゃってみえます。公約にも掲げておられますので、審議会の行方というのは非常に注目されるわけですけども、その審議会のメンバーの中に、フォーラムにしっかり勉強して向き合ってきたのは、やっぱり地元の皆さんが非常に多いです。この当該地域の皆さんを、審議会委員10人ということなんですが、半数以上をこの地元の方たちをぜひ入れていただきたいという思いがありますけれども、この点について町長はどのようにお考えですか。

○町長

はい。先ほど申しましたように、私もフォーラムに出席しまして、議論を生で見させていただいております。その中で、発言される方、それぞれが様々な議題を持って、勉強して臨んでいるということもよくわかっております。当然、そこで語られた内容が論点になっている部分とか疑問になっている部分もございまして、そういった方々が、再び審議会の中でご議論いただくというのは、一番合理的なのかなというふうに思っております。ただ、選定の方法については、今後お示しすることになりますので、よろしく願いいたします。

○岡本議員

はい。大変ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。町長としっかり目を見ながら質問でき、そして答弁していただけたことを大変ありがたく思っております。

以上で、私の施政方針に対する質問を終わります。ありがとうございました。

以上